

千代田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

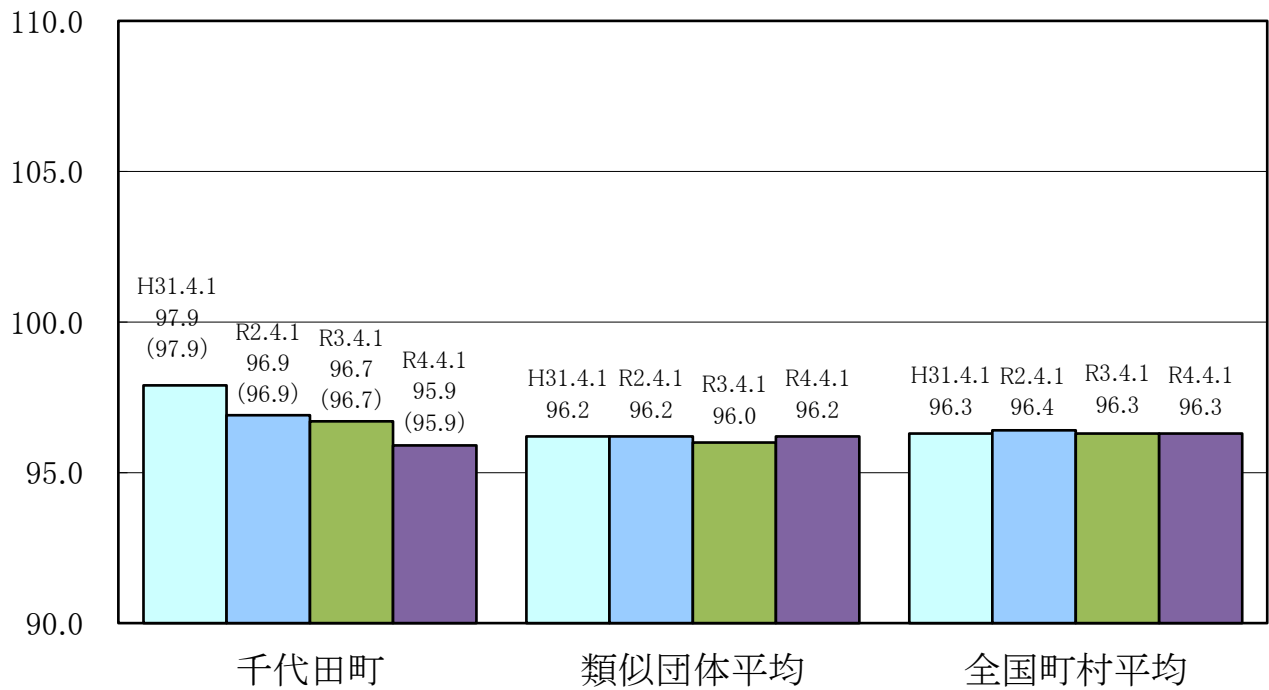
区 分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
令和 3年度	人 11,096	千円 7,211,198	千円 817,463	千円 1,076,570	% 14.9	% 16.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 3年度	人 107	千円 367,191	千円 57,745	千円 138,206	千円 563,142	千円 5,263	千円 5,458

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算

2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給						(参考) 国の改定率
区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
令和 3年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）						(参考) 国の年間 支給月数
区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和 3年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

☒実施 ☐未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成28年4月1日

(内容)町職員の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.6%引下げ。激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

千代田町は、地域手当支給率0%の地域のため、見直し対象外(勤務地が、国基準における支給対象地域の場合にのみ国と同率を支給。給与制度の総合的見直しを平成28年4月1日より実施したため、平成28年4月に遡及し、国基準の改定を実施。)

(参考)

	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		4月1日時点	遡及改定後							
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
千代田町の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成28年4月1日実施。)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千代田町	40.1 歳	298,900 円	347,632 円	335,562 円
群馬県	43.1 歳	330,200 円	408,999 円	361,845 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
類似団体	41.5 歳	302,375 円	355,503 円	325,330 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
千代田町	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち	歳	人	円	円	円		歳	円	
群馬県	55.0 歳	64 人	352,600 円	381,453 円	371,755 円	—	—	—	—
国	51.1 歳	2,114 人	(286,570) 円	—	(328,416) 円	—	—	—	—
類似団体	51.8 歳	4 人	288,352 円	305,655 円	297,106 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
千代田町	—	—	—
うち	円	円	

※令和4年4月1日現在、千代田町において技能労務職は存在しない。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千代田町	— 歳	— 円	— 円
群馬県	43.3 歳	361,700 円	403,075 円
類似団体	39.8 歳	294,082 円	318,403 円

※令和4年4月1日現在、千代田町において教育職は存在しない。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		千代田町	群馬県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	187,200 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	153,900 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	150,600 円	149,500 円	—
	中 学 卒	— 円	— 円	—
教 育 職	大 学 卒	182,200 円	209,000 円	—
	高 校 卒	150,600 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	270,400 円	324,700 円	362,400 円	376,600 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教 育 職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

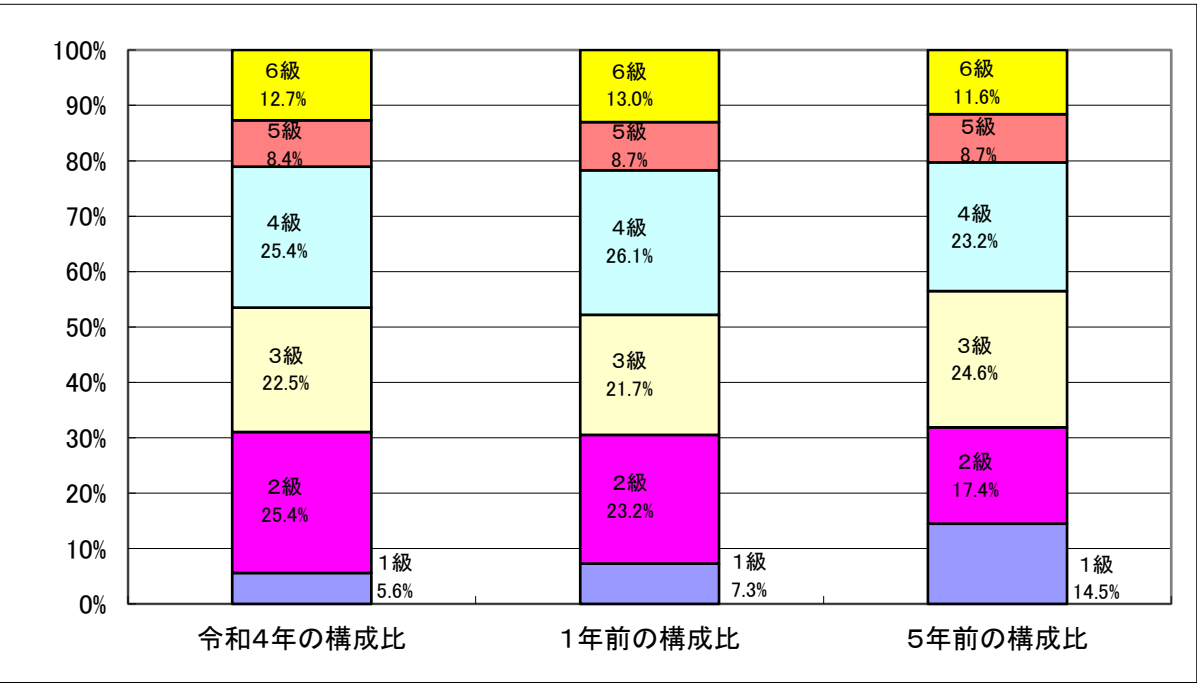
※高校卒の経験年数20年及び30年の対象となる職員は、それぞれ1名のため、個人情報保護の観点から公表しないものとする。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

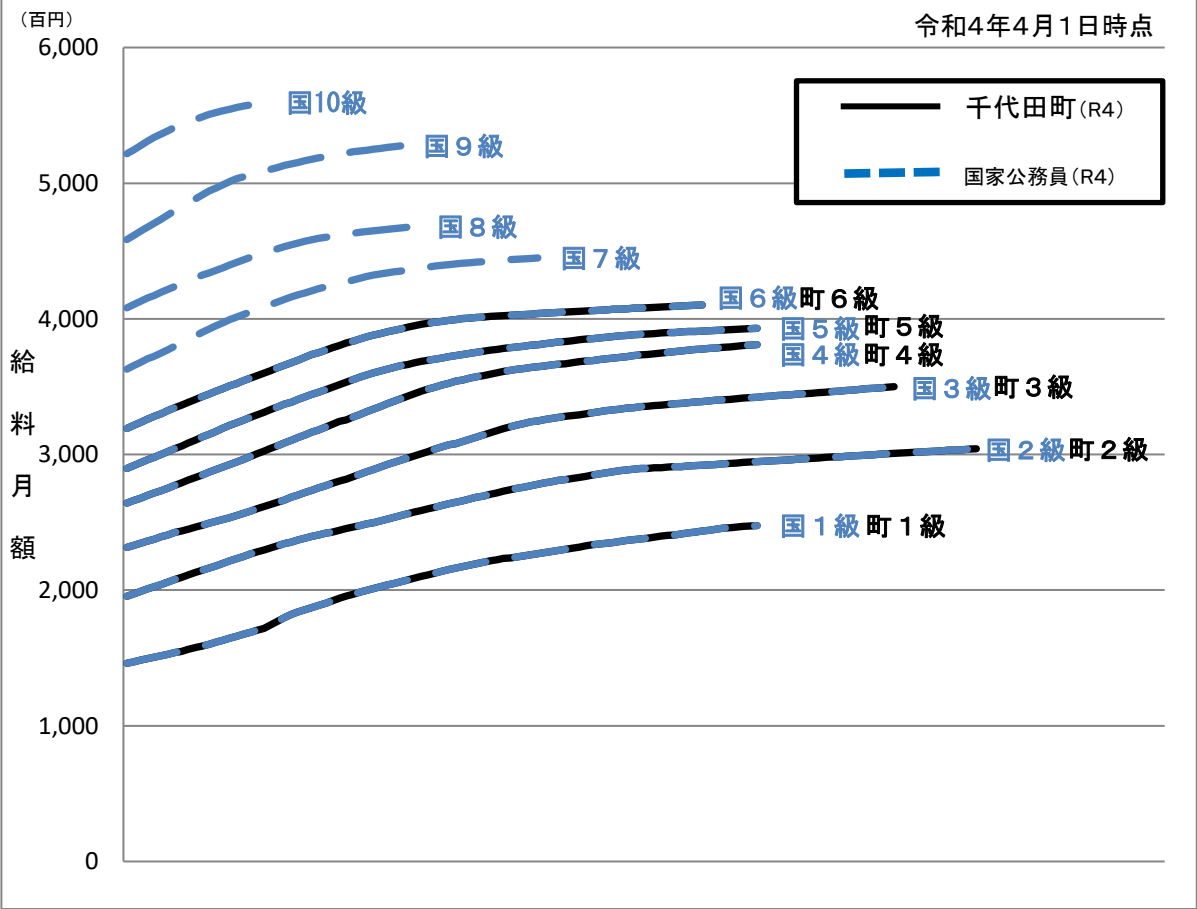
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長の職務	人 9	% 12.7	円 319,200	円 410,200
5 級	課長補佐の職務	人 6	% 8.4	円 289,700	円 393,000
4 級	係長又は係長代理の職務	人 18	% 25.4	円 264,200	円 381,000
3 級	主任の職務	人 16	% 22.5	円 231,500	円 350,000
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 18	% 25.4	円 195,500	円 304,200
1 級	定型的な業務を行う職務	人 4	% 5.6	円 146,100	円 247,600

- (注) 1 千代田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（千代田町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日までににおける運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○
上位、標準の区分	○	
標準、下位の区分		
標準の区分のみ（一律）		
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

千代田町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,408 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,589 千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（千代田町）

令和4年度中における運用		管理職		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	
上位、標準の成績率					○
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

（2）退職手当（令和4年4月1日現在）

千代田町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			
(退職時特別昇給 なし)							
1人当たり平均支給額 4,169 千円 21,607 千円							

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

（3）地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績(令和3年度決算)			620 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			620 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
－	－ %	－ 人	－ %

（4）特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績(令和3年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)			－ %	
手当の種類(手当数)			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給 単価
防疫等作業手当	保健師	新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業	0千円	日額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	10,689 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	148 千円
支給実績（令和2年度決算）	4,283 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	63 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和3年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和3年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 （支給額） ・子 10,000円（16歳年度初め～22歳年度末5,000円加算） ・子以外 6,500円	同		11,005 千円	244,546 円
住居手当	借家・借間 12,000円を超える家賃の額に応じて支給（最高28,000円）	同		4,428 千円	260,488 円
通勤手当	交通用具使用者（片道2km以上）2,000円～31,600円	同		5,032 千円	54,110 円
管理職手当	課長・局長 62,300円 課長補佐 49,600円 係長 45,000円	異	支給単価	26,450 千円	587,787 円
休日勤務手当	1時間当たりの支給額×135/100×時間数	同		135 千円	13,541 円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	町 長	553,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	846,000 円／		553,000 円
	副 町 長	543,000 円		680,000 円／		479,000 円
報 酬	議 長	318,000 円	(令和3年度支給割合)	354,000 円／		247,000 円
	副 議 長	243,000 円		306,000 円／		193,000 円
	議 員	220,000 円		288,000 円／		175,000 円
期 末 手 当	町 長					
	副 町 長	4.45	月分			
	議 長					
	副 議 長	4.45	月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)
	副 町 長	退職日給料月額×1年につき520/100		11,502,400円		任期ごと
		退職日給料月額×1年につき300/100		6,516,000円		任期ごと
	備 考					

（注） 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

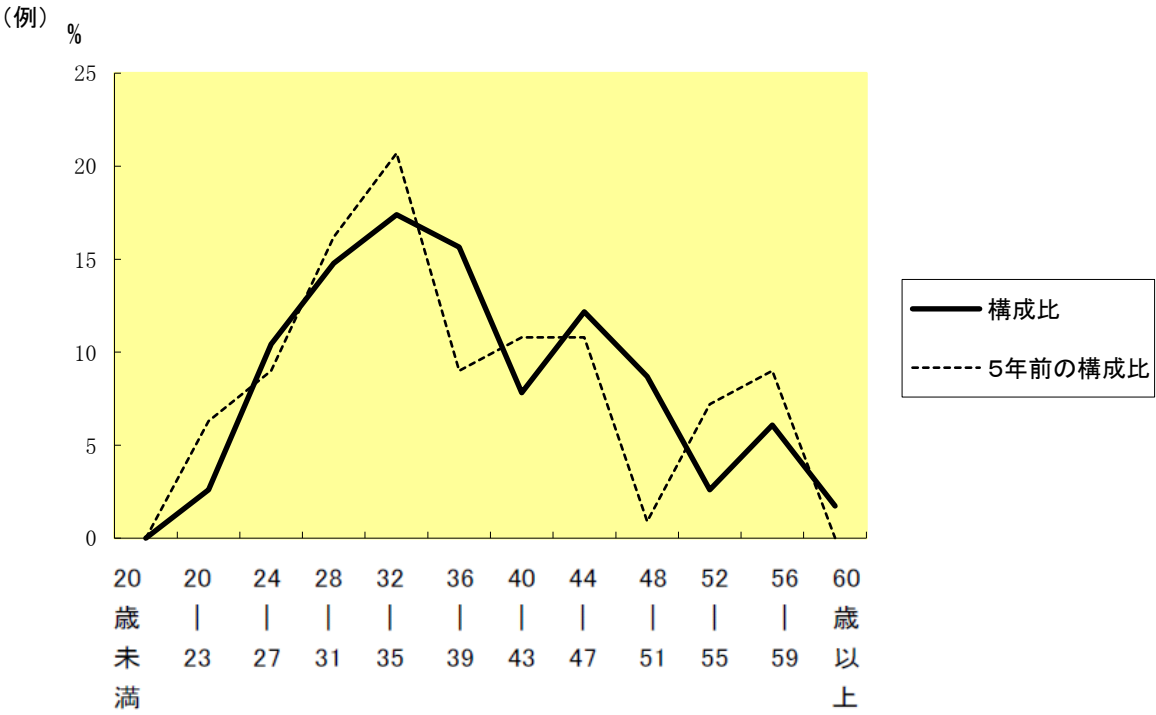
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由		
			令和4年	令和3年				
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	他団体への派遣職員分の減		
		総務・企画	24	25	△1			
		税 務	10	10	0			
		労 働	—	—	—			
		農林水産	6	6	0	商工観光業務の増員		
		商 工	3	2	1			
		土 木	8	8	0			
		民 生	33	36	△3	保育教諭不補充等による減 環境・健康推進業務の増員		
衛 生	8	6	2					
計	94	95	△1	<参考> 人口1万当たり職員数 84.72 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 89.43 人)				
教育部門		13	12	1				
消防部門		—	—	—				
小 計		107	107	0	<参考> 人口1万当たり職員数 96.43 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 107.60 人)			
公営企業等部門	下水道 その他		2 6	2 6	0 0			
	小 計		8	8	0			
合 計			115 [138]	115 [138]	0	<参考> 人口1万当たり職員数 103.64 人		

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 3	人 12	人 17	人 20	人 18	人 9	人 14	人 10	人 3	人 7	人 2	人 115

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部門別	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	83	85	93	94	95	94	11(13.3%)
教育	20	19	12	11	12	13	△7(△35.0%)
消防	—	—	—	—	—	—	—(—%)
普通会計計	103	104	105	105	107	107	4(3.9%)
公営企業等会計計	8	8	8	8	8	8	0(0.0%)
総合計	111	112	113	113	115	115	4(3.6%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

平成28年4月1日から水道事業が群馬東部水道企業団へ移管されたため、千代田町における公営企業職員は存在しない。